

感染症の登園基準

症状がひどい場合、必ずお休みさせていただきます。医療機関を受診し、医師の意見を聞いた上で登園してください。

◆医師が記入した意見書が望ましい感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
◆麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
◆インフルエンザ	症状がある期間(発症前24時間から発病後3日が感染力が高い)	発症後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで。
◆風しん	発しん出現の前7日から後7日くらい	発しんが消失してから
◆水ぼうそう	発しん出現1~2日前からゆ痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮してから
◆おたふくかぜ	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	腫脹が出現後5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
◆結核		医師により感染の恐れがないと認められるまで
◆プール熱	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
◆流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎症状が消失してから
◆百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで、または5日間の抗菌薬治療の完了まで
◆コロナウイルス感染症	発熱、呼吸器症状がある期間	発症日から7日間経過かつ症状が軽快濃厚接触者は、接触日から5日間経過

◆医師の診察を受け、登園の指示を受けるのが望ましい感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
◆溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24~48時間経過していること
◆マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
◆手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること。
◆伝染性紅斑(リンゴ病)	発しん出現前の1週間前	全身状態が良いこと
◆ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排泄している)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
◆RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	解熱し、呼吸器症状が改善しており、全身状態が良いこと
◆ヒトメタウイルス感染症	呼吸器症状のある間	解熱し、呼吸器症状が改善しており、全身状態が良いこと
◆ロウイルス感染症		消化器症状(嘔吐、水様便)が改善していること

* その他の感染症についても、必ず主治医の診断を受け、登園の指示を仰いで下さい。

* 受診時に登園可能日(見込みを含む)を判断できる場合、記入をお願いします。

登園判定書

わかくさ 保育園 園長殿

記入日： 年 月 日

組 入所児童氏名 _____

病名 _____

上記、園児は、主症状が回復し、集団生活をする上で支障がないと認めましたので、登園可能とを判断します。

登園可能日(見込みを含む)は、 年 月 日です。

医療機関 _____

医師名 _____ 印 又はサイン _____